

中国の人権問題と日本の対応

ジェノサイドの主張に対する協力義務

坂元 茂樹

Sakamoto Shigeki

[要旨]

2021年3月22日、米・英・カナダ、欧州連合（EU）は、「中国が新疆ウイグル自治区でウイグル族に対するジェノサイドや人道に対する罪を続けている」と述べて、中国への経済制裁に踏み切った。日本は、「深刻に懸念している」と述べるにとどまっている。

同年4月、「人権外交を超党派で考える議員連盟」が設立され、「日本版マグニツキ法」の制定を目指し、日本にジェノサイド条約（1948年）への加入を求めた。政府は、ジェノサイドを対象犯罪とする国際刑事裁判所（ICC）規程の締約国になっており、ジェノサイド条約に加入する必要はないとするが、もうひとつの理由は、ジェノサイド条約3条の処罰行為である「集団殺害の共謀」及び「集団殺害の直接かつ公然の扇動」（(b)号・(c)号）と日本刑法との間に齟齬があり、刑法改正なしには加入できないからである。本稿は、ジェノサイド罪を処罰対象とするICCが協力義務を求めたときの日本の対応を論ずる。

1 はじめに

中国が新疆ウイグル自治区で行っている行為を最初に「ジェノサイド（集団殺害）」と主張したのは、退任する2021年1月19日、トランプ政権のポンペオ国務長官であった⁽¹⁾。後任のバイデン政権のブリンケン国務長官も、自らの指名に関する上院公聴会でウイグル人にジェノサイドが行われているというポンペオ前長官の認定に同意するかを問われ、「それは私の判断でもある」と述べて、これに同意した⁽²⁾。同年3月22日、米務省は、英国・カナダ、EUと連携して、「中国が新疆ウイグル自治区でウイグル族に対するジェノサイドや人道に対する罪を続けている」と述べて中国への制裁に踏み切った⁽³⁾。米財務省はこうした人権侵害に関与したとして、新疆公安局長の陳明国氏と「新疆生産建設兵団（XPCC）」党書記・政治委員の王君正氏に制裁を科した⁽⁴⁾。

EUも、同日、中国当局者4人（上記2人に加え、元中国政法委員会書記の朱海倫氏と新疆党委員会常務委員の王明山氏）と「職業技能訓練センター」と称する強制収容施設を管理するXPCC公安局に、EU域内の資産凍結とEUへの渡航を禁じる標的制裁（targeted sanction）の措置をとった。その後、豪州・NZが続いたことで、1989年の天安門事件以来となる中国への制裁で欧米各国の足並みがそろった⁽⁵⁾。1989年と異なるのは、各国はいわゆる「マグニツキ

一法」を制定して、外国で起きた人権侵害に関わった個人や団体に資産凍結やビザ発給停止などの制裁を科す国内法を整備しており⁽⁶⁾、EUに関して言えば、1992年の欧州連合条約21条により、人権及び基本的自由の普遍性と不可分性の尊重がEUの対外行動を導く諸原則として明記されたことである。他方、日本政府は、「我が国としては、新疆ウイグル自治区の人権状況について深刻に懸念している」⁽⁷⁾、と述べるにとどまり、具体的な制裁には加わっていない。

2021年4月6日、「人権外交を超党派で考える議員連盟」が設立され、「日本版マグニツキー法」の制定を目指し、ジェノサイド条約への加入を主張した。

2 ジェノサイド条約の加入問題

ジェノサイド条約（1948年）は、その正式名称「集団殺害犯罪の防止及び処罰に関する条約」が示すように、締約国にジェノサイドの防止義務と処罰義務を課している。2021年9月現在、152カ国が締約国になっているが、日本は同条約に加入していない。

日本は2007年7月にジェノサイドを対象犯罪とする国際刑事裁判所（ICC）規程の締約国になっており、ジェノサイド条約に加入する必要はないと説明するが、もうひとつの理由は、ジェノサイド条約3条が処罰行為と定めた「集団殺害の共謀」及び「集団殺害の直接かつ公然の扇動」（(b)号・(c)号）と日本刑法との間に齟齬があり、刑法改正なしには加入できないからである。日本刑法では教唆犯とは「人を教唆して犯罪を実行させた者」（刑法61条）をいい、実行行為を伴う必要がある。単なる「扇動」では処罰の対象にならない⁽⁸⁾。また、実行行為を伴わない共同謀議それ自体を処罰する刑法規定も限られている。

2021年3月10日の衆議院外務委員会において先の議員連盟の共同会長である山尾志桜里委員が、ジェノサイド条約の加入に向けて、「この部分〔(b)号・(c)号〕を留保して締結することも一つの知恵だというふうに思います」と提案した。これに対して、赤堀毅政府参考人は、「一般論として申し上げれば、条約の締結に関する留保については、当該条約の趣旨及び目的と両立するものである必要があると認識しております」と述べた後、「我が国におけるジェノサイド条約締結の必要性、締結の際に必要な国内法整備の内容等につき、引き続き慎重に検討を行う必要があると考えております」との慎重な姿勢を示した⁽⁹⁾。この答弁の背景には、条約の処罰義務の対象範囲を制限する留保が、条約の趣旨及び目的と両立すると考えることが困難だとの認識があると思われる。

ジェノサイド条約は、ジェノサイドを「国際法上の犯罪」とし、締約国は「これを防止し処罰することを約束する」（1条）条約である。処罰行為の一部（共謀や扇動）を、日本が国内刑法を理由として留保を伴ってジェノサイド条約に加入すれば、締約国からの異議が予想される。国際法委員会（ILC）は、2011年に採択した「条約の留保に関する実行ガイド」において、「留保が条約の存在理由を損なうような方法で、当該条約の主旨に必要な本質的要素に影響を及ぼす場合は、当該留保は条約の趣旨及び目的と両立しない」（3・1・5項）とし、「条約の趣旨及び目的は、条約の文脈、特に条約の名称及び前文など条約の文言を考慮して、誠実に決定されるべきである」（3・1・5・1項）と述べている。日本の留保は、他の締約国が

ら条約の趣旨及び目的と両立しないとの異議が唱えられる可能性が高い⁽¹⁰⁾。

実際、国内法を理由とする留保を付してジェノサイド条約へ加入することはそれほど簡単ではない。米国は、1988年11月25日のジェノサイド条約の批准に際して、国内法との関連で、「ジェノサイド条約のいかなる規定も米国が解釈する米国憲法によって禁止される米国による立法又はその他の行為を要求し又は許可するものではない」(2項)との留保を付した。

しかし、この米国の留保に対して、「エストニア政府は、米国の留保はジェノサイド条約に関して負う米国政府の義務の範囲を不明確なものにすることを根拠に、この留保に異議を唱える。条約法条約に従えば、いかなる締約国も条約の不履行を正当化するものとして自国の国内法の規定を援用することができない」との異議を唱えた。同様の異議は、デンマーク、フィンランド、アイルランド、イタリア、オランダ、ノルウェー、スウェーデン及び英国によって行われた⁽¹¹⁾。

また、ジェノサイド条約2条は、ジェノサイドの定義として、「集団殺害とは、国民的、民族的、人種的又は宗教的な集団の全部又は一部に対し、その集団自体を破壊する意図をもって行う次のいずれかの行為をいう」(傍点筆者)として、「(a) 集団構成員を殺害すること。(b) 集団構成員の身体又は精神に重大な害を与えること。(c) 集団の全部又は一部に対し、身体的破壊をもたらすことを意図した生活条件を故意に課すること。(d) 集団内部の出生を妨げることを意図する措置を課すること。(e) 当該集団の児童を他の集団に強制的に移すこと」の5つの行為を規定する。この「意図」の要件がジェノサイドの認定を困難にする。

実際、これまでジェノサイドと認定されたのは、ルワンダ国際刑事裁判所(ICTR)のアカイエス事件判決(1998年9月2日第一審裁判部判決)でのルワンダの大虐殺(1994年)、旧ユーゴ国際刑事裁判所(ICTY)のクルスティッチ事件判決(2001年8月2日控訴審判決)でのスレブレニツァの虐殺(1995年)の2例に過ぎない⁽¹²⁾。

なお、国際司法裁判所(ICJ)は、ジェノサイド条約適用事件(2007年2月26日本案判決)で、ジェノサイド条約について、条約の準備作業を踏まえて、1条は、ジェノサイドを「国際法上の犯罪」とすることで締約国にそれを実行しない義務を課しており、防止義務には当然に実行の禁止が含意されていると判示した⁽¹³⁾。3条に列举されたジェノサイドとして処罰される行為は、確かに個人の刑事処罰に関するものであるが、それらの行為に対して国の責任が生じることを否定するのは、条約の趣旨及び目的と両立しないと述べた⁽¹⁴⁾。つまり、ジェノサイド条約は個人の刑事責任と国家責任という二重の責任を規定した条約だと言うのである⁽¹⁵⁾。

そして、この防止義務は国家責任法上の「相当の注意義務」であると解した。つまり、防止義務は、状況のいかんを問わず防止に成功する義務を負わないという意味で、行為の義務であって、結果の義務ではない⁽¹⁶⁾。これに反し、ジェノサイドを実行しない義務は、結果の義務とされる。しかも、当該義務は単に条約上の義務ではなく、もはや慣習国際法上の義務であり、しかも強行規範の性格をもつとされる。

国家責任に関する慣習国際法規則を表現したものとして、ICJによって頻繁に引用されている国家責任条文は⁽¹⁷⁾、「一般国際法上の強行規範の下で生じる義務の重大な違反」について、

「生じさせた状態を適法なものとして承認してはならず、その状態の維持を支援し又は援助してはならない」(41条2項)と規定する。仮にこの条文が慣習国際法の規則であり、かつ「責任国による当該義務の著しい又は系統的な不履行を伴う場合には重大な違反となる」(40条2項)という条件を満たす場合には、日本にはこうした義務がかかることになる⁽¹⁸⁾。

現在、ILCで作業中の「一般国際法の強行規範(ユス・コーゲンス)」のトラディ特別報告者による第3報告書(2018年)では、国家責任条文の採択当時(2001年)は、ILCは41条の義務は国際法の漸進的発達と見なしていたが、現在では現行の慣習国際法上の義務であると認めているとし、強行規範であるパレスチナ人民の自決権の違反として違法状態の終了を求めたICJのパレスチナ占領地域における壁構築の法的効果事件(2004年)の勧告的意見を引用している⁽¹⁹⁾。その結果、今回の中国新疆ウイグル自治区の事案に当てはめれば、XPCCで生産された綿花を原材料とする製品の輸入や販売を承認することは支援にあたるとして、輸入停止の措置をとる義務が生ずるとの解釈も可能となる。しかし、その前提として40条2項の「著しい又は系統的な不履行」の立証が必要である。なお、第4報告書(2019年)では、網羅的リストではないとしながらも、ジェノサイドの禁止、人道に対する罪及び拷問の禁止が、侵略の禁止とともに強行規範の例として挙げられている⁽²⁰⁾。

いかなる国家機関の行為も国際法の下では国の行為と見なされ、当該行為が国際義務に違反する場合は国家責任が生じる(国家責任条文4条)。中国はジェノサイド条約の締約国である。欧米諸国の経済制裁の標的となっている人物は新疆ウイグル自治区の政府の責任者であり、ジェノサイドが立証されれば、その責任は中国という国家に帰属する。

欧米諸国は、中国が新疆ウイグル自治区の収容所において国際犯罪とされるジェノサイドや人道に対する罪に該当する大規模人権侵害を行っていると確信し、経済制裁に踏み切っている。2021年5月12日、欧米18カ国の国際連合代表部と国際人権団体が新疆ウイグル自治区の人権状況について「ハイレベルイベント」と題するオンライン会合を開催し、相次いで中国を非難した。しかし、中国は「ジェノサイドや強制労働、組織的強姦や拷問は世紀の大口そだ」と反論し、ウイグルでの人権弾圧を否定し、欧米各国や国際NGOが求める国連による現地調査を拒否し続けている⁽²¹⁾。

最後に、ジェノサイド罪に関する管轄裁判所を規定したジェノサイド条約6条に関するICJの解釈に触れる必要がある。ICJは、6条が「集団殺害又は第3条に列挙する他のいずれかの罪に問われている者は、……国際刑事裁判所により裁判を受ける」と規定していることを捉えて、条約の締約国に国際刑事裁判所に協力し自国領域内に所在する容疑者を逮捕し又は引き渡す義務を課しているとの解釈を採用した⁽²²⁾。確かに、ジェノサイドを防止し処罰するという条約の目的に照らせば、判決のような解釈が排除されるわけではないが、はたして、6条の文言からこうしたICCへの協力義務が一義的に導きだせるかどうか微妙である⁽²³⁾。他方で、この協力義務が明確に規定されているのが、日本が締約国となっているICC規程である。

3 ICC規程における協力義務の範囲

ICC規程86条は、「締約国は、この規程に従い、裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪につい

て裁判所が行う捜査及び訴追において、裁判所に対し十分に協力する」との協力義務を課している。

中国はICC規程の締約国ではなく、また報道によれば、2020年12月、ICCは新疆ウイグル族に対するジェノサイド罪の捜査を開始するにはもっと証拠が必要であるとの立場を表明している⁽²⁴⁾。ICC規程13条(b)号に従い、国連の安全保障理事会が新疆ウイグル自治区の犯罪を検察官に付託すれば、ICCは管轄権を行使できるが、中国は常任理事国であり拒否権によって阻止されるであろう。こうした困難はあるが、仮にICCが事件として取り上げ、その容疑者が日本に所在する場合にはICC規程89条に従い、日本が容疑者を逮捕し引渡しに应ずる義務が規程並びにその実施法たる国際刑事裁判所協力法（以下、「ICC協力法」）から生ずることになる。

問題は、ジェノサイド条約3条(b)号・(c)号の行為及びICC規程25条3項(c)号の「集団殺害に関し、他の者に対して集団殺害の実行を直接にかつ公然と扇動すること」を理由に起訴された容疑者が日本領域内に存在する場合に、日本が、日本刑法を理由に、規程86条の協力義務の対象範囲ではないとして、これを拒否できるかどうかである。ICC規程89条1項は、「裁判所は、ある者の逮捕及び引渡しの請求を……当該者の逮捕及び引渡しにおいて当該国の協力を求める。締約国はこの部の規定及び自国の国内法の手続に従って逮捕及び引渡しの請求に应ずる」と規定するが、この規定の存在にもかかわらず、日本が引渡し義務に応じないということがはたして可能であるかという点である。

これには2つの解釈の可能性がある。ひとつは、逃亡犯罪人引渡しに関する双方可罰の原則が慣習国際法であることを根拠に、「集団殺害の共謀」及び「集団殺害の直接かつ公然の扇動」の罪で引渡請求がなされた場合は、2007年10月1日に施行されたICC協力法19条2項2号の「引渡犯罪に係る行為が日本国内において行われ、又は引渡犯罪に係る裁判が日本国の裁判所において行われたとした場合において、日本国の法令により引渡犯罪人に刑罰を科し、又はこれを執行することができないと認められるとき」に該当するとし、引渡しに協力する義務はないと主張することである。実際、同法20条は、外務大臣からの引渡しに係る協力の請求がなされても「一 明らかに前条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当すると認めるとき」は、法務大臣は、国内の管轄裁判所たる東京高等裁判所に引渡しの可否に関する審査の請求ができない法律の建て付けになっているからである。もっとも、この解釈については、ICCへの引渡し（surrender）と犯罪人引渡し（extradition）を混同するものだと批判の余地がある。

もうひとつの解釈は、ICC規程は一般法である慣習国際法に対して特別法の地位にあり、「特別法は一般法を破る」という慣習国際法規則に従えば、日本がICC規程の批准の際に、先の点を明示に留保していない限り、日本刑法上処罰の対象とならないジェノサイドの共謀や扇動を理由に引渡しを拒否することはできないというものである⁽²⁵⁾。換言すれば、留保もなしに、ICC規程の締約国である日本は、自らの国内法を理由に引渡しを拒否できないという解釈である。なぜなら、日本が締約国である条約法条約27条は、条約の不履行の正当化根拠として自国の国内法を援用できないと定めているからである。

今のところ、ICCがウイグル族に対するジェノサイド罪の捜査及び起訴に至っていないので、こうした問題は発生していないが、ICC規程の締約国として留意しておくべき問題である。次に、新疆ウイグル自治区の人権状況について国連や国際人権NGOがどのように認識しているかを見てみよう。

4 国連及び国際人権NGOによる認識

2018年8月30日、人種差別撤廃委員会は、中国の第14—17回定期報告書審査の総括所見において、テロリズムと宗教的過激主義を阻止するとの口実の下に、新疆ウイグル自治区で多数のウイグル族及び他のイスラム少数民族が外部と連絡を絶たれて長期間収容され、しかもどれだけの人たちが「再教育キャンプ」で抑留されているのかの公式のデータがないことを遺憾に思うと述べた。委員会は、その推定は数万人から100万人に及んでいるとした(40項(a))。そして、超法規的な抑留施設で適法な刑事犯罪の起訴や裁判、宣告なしに個人を抑留する実行を停止すること、直ちにこうした状況下で抑留されている人々を解放し、違法に抑留されている人々に救済を求めることを許すように勧告した(41項(a)・(b))⁽²⁶⁾。

同年11月6日に開催された国連人権理事会の中国の第3回普遍的定期審査(UPR)において、150カ国が発言し、合計346の勧告が行われた。その中で、この新疆ウイグル自治区の問題が取り上げられ、NZ、英国及びフランスが先の人種差別撤廃委員会の勧告を履行するように勧告した。また、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、ノルウェー、豪州、スイス、アイルランド及びオランダが新疆ウイグル自治区の国連の特別手続報告者の完全なアクセスを認めるように勧告した。さらに、豪州、米国、ベルギー、カナダ及びドイツは、「再教育キャンプ」などすべての形態の恣意的抑留の停止とウイグル人や他のイスラム教徒の解放を勧告した⁽²⁷⁾。

しかし中国は、これら欧米諸国の勧告を受け入れないとの決定を行った。中国は、特別報告者らの新疆ウイグル自治区の調査について、中国政府への圧力の口実としての訪問や主権及び国内管轄事項への干渉には断固として反対するとし、さらに新疆ウイグル自治区では法に従って過激なテロリストと戦う努力がなされており、恣意的抑留の問題は存在しないと述べた⁽²⁸⁾。

2021年3月29日、国連人権理事会のビジネスと人権に関する作業部会は、ウイグル人労働者に対する深刻な人権侵害の通報を受けたとし、立証されれば重大な人権侵害を構成するウイグル人の抑留と綿花栽培などでの強制労働に深刻な懸念を表明した。同時に、事実調査の任務を行うために中国に対して妨害のないアクセス及びグローバル企業及び国内企業にそのサプライチェーンを綿密に調査することを要請した⁽²⁹⁾。

このように新疆ウイグル自治区における人権状況に対する国連の関心は高く、2020年10月6日には、日本を含む39カ国が国連総会第3委員会において、新疆、香港及びチベットの人の人権状況に深刻な懸念を表明し、特に新疆ウイグル自治区については、大規模な「政治的再教育キャンプ」のネットワークの存在及び信頼性のある報告書ではそこで100万人を超える人々が恣意的に抑留されていることに重大な懸念を有し、宗教、信条の自由、移動の自由、

結社の自由並びにウイグル文化への厳しい制限がなされ、ウイグル人や他の少数者に対する広範な監視がなされ、強制労働や不妊手術を含む強制的な出生管理の報告がなされているとした。そして、中国に対して、国連人権高等弁務官、関連する特別手続の任務保持者を含む独立の監視員の新疆への迅速で意味のある、制限されないアクセスを許可するよう求める共同声明が読み上げられた⁽³⁰⁾。この声明の中には、「集団内部の出生を妨げることを意図する措置をとること」といったジェノサイド行為をにおわす表現がある。

他方で、国際人権団体ヒューマンライツ・ウォッチは、2021年4月、「彼らの血統を断て、彼らのルーツを断て——ウイグル人及び他のチュルク系イスラム教徒を標的にする中国政府による人道に対する罪」と題する報告書を公表した。ルワンダ国際刑事裁判所（ICTR）は、民族的集団を「その構成員が共通の言語又は文化を共有する集団」と定義し、宗教的集団を「その構成員が同一の宗教、宗派又は礼拝の方式を共有する集団」と定義しており、ウイグル族がこれに該当することは明らかである⁽³¹⁾。ただし、強制的同化政策、すなわち「中国化」により、モスクの破壊などウイグル族の歴史的、宗教的及び文化的財産の破壊などの証拠が仮にあったとしても、ジェノサイド条約ではこうした文化的ジェノサイドは処罰すべき行為に含まれていない。むしろ、ヒューマンライツ・ウォッチは、報告書の中で、新疆ウイグル自治区における収容されているチュルク系イスラム教徒の強制労働、拘禁及びその他の身体の自由の著しい剥奪、拷問、迫害、強制失踪、強姦、強制不妊手術及びその他の形態の性的暴力、住民の追放及び強制移送はICC規程が列举する人道に対する罪を構成すると結論している⁽³²⁾。注目されるのは、新疆のチュルク系イスラム教徒に対して主張される人道に対する罪又は他の人権侵害を調査する国連事実審査委員会を設立する決議を国連人権理事会は採択すべきであると勧告していることである⁽³³⁾。

また、国際人権団体アムネスティ・インターナショナルも同様に、2021年6月10日、「われわれは戦時における敵のよう——中国による新疆におけるイスラム教徒の大規模な抑留、拷問及び迫害」と題する報告書を公表した。アムネスティは、その年次報告書でも、中国政府が新疆ウイグル自治区で、ICC規程7条で対象犯罪とされている人道に対する罪を犯しているとし、「反分離主義」、「反過激主義」、「反テロリズム」の口実の下に、中国政府が2017年以降、推定で約100万人のウイグル族やカザフ族、他のイスラム教徒を裁判なしに恣意的に抑留し、収容施設で政治的洗脳や強制的同化を行っているとした。また、衛星からの映像ではそうした収容施設が増設されていると主張した⁽³⁴⁾。アムネスティは、今回の報告書で、収容キャンプに収容されていた55人から聞き取りを行い、中国政府が、国際法の基本的な規則に違反する拘禁、その他の身体の自由の著しい剥奪、拷問及び迫害などの人道に対する罪（ICC規程7条(e)号・(f)号・(h)号）を犯していると結論する⁽³⁵⁾。仮にICCが人道に対する罪で日本に協力を求めてきた場合は、ジェノサイド罪の訴追に対する協力義務のような特段の困難はないと思われる。

最後に、はたして中国が行っているとされる新疆ウイグル自治区での人権侵害について、他の国が責任を追及することが、国連憲章2条7項が禁ずる国内管轄事項への干渉となるのかという点について考えてみたい。

5 おわりに

国連には、2000年6月19日の決議2000/3で改訂された1970年5月27日の経済社会理事会決議1503（XLVIII）で、「重大で信頼できる証拠のある人権侵害の一貫したパターンを示す事態」の通報を審査する不服申立手続が存在する。こうした制度の存在は、今日の国連の枠組みでは、ある国による大規模な人権侵害はもはや国家の国内管轄事項とは認められず、国際社会の介入を受けるとの考えに立つと言っていいであろう⁽³⁶⁾。

人権の保障は国際社会全体が追及すべき国際公共価値であるとする欧米諸国は、国際的な協調行動の形態をとり、各国の国内法に基づく個別の経済制裁に踏み切っている。これに対し、中国は、国際公共価値としての人権という観念は欧米諸国が発展させた価値観に過ぎず、自らの価値観を中国に押し付けるためのイデオロギーとして利用されているとの批判を展開する。そのときに彼らが拠り所とするのが、国内管轄事項不干渉の原則である。中国は、自らの人権問題への介入は干渉であるとの原則的立場に固執し、欧米諸国の主張を否定している。

さらに、2021年6月10日には、全国人民代表大会常務委員会で「反外国制裁法」を可決・成立させ、即日施行させた。同法3条は、「外国が国際法及び国際関係の基本的な規範に違反し、さまざまな口実もしくはその国の法律に基づき、中国に対して抑止・抑圧をし、中国公民及び組織に差別的な制限措置を講じ、中国の内政に干渉する場合」は、中国は、そうした差別的な措置に関わった個人や組織に対し、入国拒否や中国国内での資産凍結などの対抗措置をとる権利を有すると定めた⁽³⁷⁾。このように、お互いの国内法に基づく対抗措置の応酬という展開になっている。

こうした状況にあって、日本が経済制裁に参加しなければならない法的義務はないが、欧米諸国と価値観を共にする日本として、国際協調行動という観点から何が最善の手段であるかを考える必要がある。日本は「深刻な懸念」を示すのみで、欧米諸国が参加する経済制裁はおろか、中国への強い抗議も行っていない。それが欧米諸国にどのように映るかを考える必要がある。

ジェノサイド罪や人道に対する罪を行っているとの重大な非難を行うに際しては、国際法上は十分に説得力ある証拠によって証明されることが求められる⁽³⁸⁾。しかし、新疆ウイグル自治区の人権状況につき、国連による調査を中国が拒否している現在、換言すれば、ジェノサイドや人道に対する罪を証明しようにも独立した第三者の事実調査すら拒否される現状にあっては、国際社会はより自由な推論あるいは証明責任の転換を求める主張を行って、中国に事態の改善を求めていかざるを得ないであろう⁽³⁹⁾。

(1) 経済学者のジェフリー・サックス教授と国際法学者のウィリアム・シャバス教授は、ポンペオ国務長官がジェノサイド条約のジェノサイドの要件該当性に触れることなく、ジェノサイドの認定を行ったとしてこれを批判する Business Insider (<https://www.businessinsider.jp/post-234561>) (最終閲覧：2021.9.16)。

(2) <https://www.reuters.com/article/us-usa-biden-state-china-idUSKBN29O2GB> (最終閲覧：2021.9.16)。

- (3) <https://www.state.gov/promoting-accountability-for-human-rights-abuse-with-our-partners/> (最終閲覧: 2021.9.16)。
- (4) <https://home.treasury.gov/news/press-releases/jy0070> (最終閲覧: 2021.9.16)。
- (5) 『日経新聞』2021年3月23日配信。
- (6) ロシア当局の汚職を告発した後に逮捕され、獄中死したロシア人弁護士セルゲイ・マグニツキー氏の名前に由来する。同事件を受けて、米国で2012年に立法化された。カナダは、2021年3月22日、経済特別措置法(中華人民共和国)規則に基づき、EUと同様の措置をとった(https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/scm_hrm/report210609.pdf) (最終閲覧: 2021.9.16)。
- (7) 松原仁衆議院議員の質問主意書に対する令和3年2月19日付の政府答弁書。
- (8) 例外は、争議行為が禁止されている公務員に対して、争議行為を計画したり、そそのかしたり、あおる(扇動)行為を罰する国家公務員法110条1項17号である。
- (9) 『第204回国会衆議院外務委員会第2回会議録』令和3年3月10日、33ページ。
- (10) *Yearbook of the International Law Commission*, 2011, Vol. I, Part Two, p. 32.
- (11) https://treaties.un.org/pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mtdsg_no=IV-1&chapter=4&clang=_en (最終閲覧: 2021.9.16)
- (12) 湯山智之「ジェノサイド条約適用事件」杉原高嶺・酒井啓亘編『国際法基本判例50 第2版』、三省堂、2014年、124ページ。
- (13) *Case concerning Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide, Judgment (Merits)*, *ICJ Reports 2007*, p. 113, para. 166. 本判決の詳しい分析については、湯山智之「国際司法裁判所・ジェノサイド条約適用事件(1)(2)(3・完)」『立命館法学』335号(2011年)・338号(2011年)・342号(2012年)参照。
- (14) *Ibid.*, p. 114, para. 167.
- (15) *Ibid.*, pp. 111–112, para. 163.
- (16) *Ibid.*, p. 221, para. 430.
- (17) 薬師寺公夫「ジェノサイド条約適用事件ICJ本案判決——行為の帰属と国の防止義務再論」坂元茂樹編『国際立法の最前線』、有信堂、2009年、330ページ。
- (18) 同上、375ページ。
- (19) Third report on peremptory norms of general international law (*jus cogens*) by Dire Tladi, Special Rapporteur, A/CN.4/714, pp. 34–35, para. 90.
- (20) Fourth report on peremptory norms of general international law (*jus cogens*), A/CN.4/727, p. 63, para. 138.
- (21) 『朝日新聞』2021年5月14日朝刊。
- (22) *Case concerning Application of the Genocide Convention*, *supra* note 13, p. 227, para. 443.
- (23) 薬師寺、前掲論文(注17)、360ページ。
- (24) <https://www.theguardian.com/world/2020/dec/11/international-criminal-icc-china-uyghur-genocide-claims>.
- (25) 2007年8月17日、日本は規程87条1項に従い裁判所の協力請求について外交経路を通じることと、同条2項に従い請求文書は日本語の翻訳を付けた英語で行うよう通知したのみである。
- (26) Concluding observations on the combined fourteenth to seventeenth periodic reports of China (including Hong Kong, China and Macao, China), CERD/C/CHN/CO/14-17, pp. 7–8, paras. 40–41.
- (27) Report of the Working Group on the Universal Periodic Review, China, A/HRC/40/6, p. 4, para. 20 and pp. 5–15, para. 28.
- (28) Report of the Working Group on the Universal Periodic Review, China, Addendum, A/HRC/40/6/Add.1, p. 3 and p. 7.
- (29) China: UN experts deeply concerned by alleged detention, forced labour of Uyghurs (<https://www.ohchr.org/EN/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=26957&LangID=E>) (最終閲覧: 2021.9.16)。

- (30) Statement by Ambassador Christoph Heusgen on behalf of 39 countries in the Third Committee General Debate, October 6, 2020. 日本はアジアからの唯一の参加国となった。『外交青書2021』46ページ。なお、2020年6月30日の国連人権理事会第44会期における香港と新疆の人権状況を懸念する声明が27ヵ国であったことを考えると賛同国がさらに増えている。
- (31) Prosecutor v. Jean-Paul Akayesu, Case No. ICTR-96-4-T, ICTR Report of Orders, Decisions and Judgement 1998, paras. 513 and 515.
- (32) Human Rights Watch and Mills Legal Clinic Stanford Law School, “Break Their Lineage, Break Their Roots” China’s Crimes against Humanity Targeting Uyghurs and Other Turkic Muslims, pp. 44–48.
- (33) Ibid., p. 49.
- (34) Amnesty International Report 2020/21, pp. 120–121.
- (35) “Like We were Enemies in a War” China’s Mass Internment, Torture and Persecution of Muslims in Xinjiang, pp. 7–8.
- (36) 薬師寺公夫「人権外交と国内事項不干渉の原則」『国際問題』No. 318、1986年、30ページ。
- (37) https://www.jetro.go.jp/view_interface.php?blockId=31996916（最終閲覧：2021.9.16）。
- (38) Corfu Channel Case, Judgement (Merits), *ICJ Reports 1949*, p. 17.
- (39) Dissenting Opinion of Vice-President Al-Khasawneh in *Case concerning Application of the Genocide Convention*, *supra* note 13, pp. 254–255, para. 35.